

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、「天保山客船ターミナル整備等 PFI 事業」に関する実施方針を定めたため、同条第 3 項の規定により、以下の通り公表する。

令和元年 5 月 15 日

大阪市長 松井一郎

# 天保山客船ターミナル整備等 PFI 事業

## 実施方針

令和元年 5 月

大阪市

## 【 目次 】

0	用語の定義	1
1	特定事業の選定に関する事項	4
(1)	事業内容に関する事項	4
(2)	特定事業の選定方法等に関する事項	8
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
(1)	民間事業者選定に関する基本的な考え方	9
(2)	募集及び選定のスケジュール（予定）	9
(3)	募集及び選定手続等	10
(4)	応募者の備えるべき参加資格要件	10
(5)	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項	14
(6)	提出書類の取扱い	14
(7)	特別目的会社に関する取り扱い	15
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	16
(1)	予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担	16
(2)	提供されるサービス水準	16
(3)	事業者の責任の履行に関する事項	16
(4)	市による事業の実施状況のモニタリング	16
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
(1)	施設の概要	18
(2)	主要な施設条件	18
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
(1)	係争事由に係る基本的な考え方	19
(2)	管轄裁判所の指定	19
6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	20
(1)	本事業の継続に関する基本的な考え方	20
(2)	本事業の継続が困難となった場合の措置	20
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	21
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	21
(3)	その他の支援に関する事項	21
8	その他、特定事業の実施に関し必要な事項	22
(1)	情報提供	22
(2)	本事業において使用する言語等	22
(3)	応募に伴う費用負担	22
(4)	実施方針に関する問い合わせ先	22

別紙

1 リスク分担表（案）

## 0 用語の定義

用語	定義
本事業	大阪市（以下、「市」という。）がPFI法に基づく特定事業として選定し、事業者が実施するターミナル施設の設計、施工、工事監理、維持管理を個別に、又は総称した事業をいう。
独立採算事業	事業者が独立採算により実施する事業に係る設計、施工、工事監理、維持管理、運営を個別に、又は総称した事業をいう。
両事業	上記に定める本事業と独立採算事業を総称する。
民間収益事業	ターミナル施設を活用した事業者による事業をいう。
新ターミナル施設	事業契約に基づき整備される客船ターミナル施設をいう。
独立採算施設	独立採算事業の実施を目的として、剰余容積を活用して整備される施設をいう。
暫定ターミナル施設	新ターミナル施設完成までの間、暫定的に客船ターミナルとして使用する施設をいう。（新ターミナル完成後は荷物置場等に使用する。） ※なお、本建物躯体部分については、市が別途整備する。
ターミナル施設	新ターミナル施設と暫定ターミナル施設を合わせた施設をいう。
本施設	ターミナル施設及び独立採算施設を個別に、又は総称していう。独立採算施設を設置しない場合にはターミナル施設のみを指す。
ターミナル施設の設計	現ターミナル施設の解体・撤去、新ターミナル施設の整備、及び暫定ターミナル施設の設備施工業務に係る設計業務をいう。
ターミナル施設の施工	現ターミナル施設の解体・撤去、新ターミナル施設の整備、及び暫定ターミナル施設の設備施工業務をいう。
ターミナル施設の工事監理	ターミナル施設の施工に係る工事監理業務をいう。
ターミナル施設の維持管理	新ターミナル施設及び暫定ターミナル施設の維持管理業務をいう。
応募者	本事業の募集に参加しようとする者をいう。
入札参加者	応募者により構成されるグループをいう。
事業者	本事業を遂行することを目的として、構成企業によって設立される特別目的会社をいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資し、事業開始後、当該特別目的会社から業務を直接受託又は請負する者をいう。
協力企業	特別目的会社には出資しないが、事業開始後、当該目的会社から業務を直接受託又は請負することを予定している者をいう。
代表企業	入札参加者を代表する構成企業をいう。
設計企業	事業者が、設計業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成企業や協力企業をいう。

施工企業	事業者が、施工業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成企業や協力企業をいう。
工事監理企業	事業者が、工事監理業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成企業や協力企業をいう。
維持管理企業	事業者が、維持管理業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成企業や協力企業をいう。
独立採算施設運営事業者	事業者が、独立採算事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成企業や協力企業をいう。
独立採算事業者	独立採算事業を実施することを目的として、独立採算施設を所有し、市が定期借地権設定契約を締結する相手方の法人をいう。事業者及び事業者から独立採算施設の所有権を譲り受け、市と定期借地権設定契約を締結する事業者を含む。
選定事業者	本事業の実施に係る選定手続により、落札者として選定された事業者をいう。
事業契約	本事業の実施に関し、市と事業者との間で締結される、天保山客船ターミナル整備等 PFI 事業契約をいう。
定期借地権設定契約	独立採算事業の実施に関し、市と事業者との間で締結される、事業用定期借地権の設定契約をいう。
契約期間	事業契約の締結日から本事業の完了までの期間をいう。ただし、事業契約が解除された場合又は事業契約上の規定に従って完了前に終了した場合は、事業契約の締結日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
本選定手続	本事業に関して実施される総合評価一般競争入札方式による事業者の選定手続をいう。
提案書類	本選定手続において、選定事業者が市に提出した事業提案書、市からの質問に対する回答書その他選定事業者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
提示条件	本選定手続において、市が提示した一切の条件をいう。
提案水準	要求水準書に定める要求水準をすべて満たす事業者提案書類において提案された内容及び水準をいう。
業務水準	本選定手続において市が示した入札説明書等における事業遂行上の事業条件・要求水準（入札説明書等の修正があった場合には、その修正内容も含む）を最低限とし、選定事業者が提案した事業提案書等の内容に設定される、本事業の業務遂行上遵守すべき水準をいう。
入札説明書等	本選定手続に関して、今後公表される入札説明書及び入札説明書と合わせて公表される資料（公表後の変更を含む。）をいう。
PFI 事業基本協定書	選定事業者が入札説明書等に従い PFI 事業を実施するために市との間で締結する協定書をいう。

独立採算事業基本協定書	選定事業者が入札説明書等に従い独立採算事業を実施するために市との間で締結する協定書をいう。
サービス対価	本事業の履行の対価として市が事業者に対して支払う金銭又はその金額をいう。サービス対価は、ターミナル施設の設計・施工等に係る対価(サービス対価 A)、新ターミナル施設の維持管理に係る対価(サービス対価 B)、及び暫定ターミナル施設の維持管理に係る対価(サービス対価 C) から構成される。
入札価格	サービス対価として市が事業者に対して支払う金額について、入札参加者の提案額をいう。
土地賃貸借料	独立採算施設を設置する場合において、独立採算事業者が事業用定期借地権の設定を受けることの対価として支払う賃料
土地賃貸借料算定基礎額	独立採算施設を設置する場合において、土地賃貸借料における本施設の効用のうち独立採算施設の効用に相当する割合を本市の定める基準賃貸借料に乗じて得られる土地賃貸借料の月単価 【算定表を入札公告時に公表予定】
価格提案	独立採算施設を設置する場合において、土地賃貸借料について、入札参加者の提案額をいう。

# 1 特定事業の選定に関する事項

## (1) 事業内容に関する事項

### ① 事業名称

天保山客船ターミナル整備等 PFI 事業

### ② 公共施設の管理者

大阪市長 松井 一郎

### ③ 対象となる事業の概要

市は、ターミナル施設の整備、維持管理、及び剰余容積を活用した事業者による独立採算施設の整備、維持管理、運営等を一括して事業者委ねる事業を行います。

### ④ 事業目的

現行の客船ターミナルは、昭和 44 年に貨物上屋として建築され、昭和 58 年に客船ターミナルとして改修されたものですが、老朽化とバリアフリーに対応できていないといった課題を抱えています。

また、大型化するクルーズ客船が入港する際、狭隘なターミナルでは入出国手続きに時間を要することから、クルーズ客船を運航する船会社から、「母港として選ばれるためには、十分なスペースを確保したターミナルが必要不可欠である。」とされています。

大阪都市魅力創造戦略において、クルーズ客船の母港化をめざすことと位置付けられ、母港化に対応した客船ターミナルの整備が急務となっており、民間事業者の創意工夫や資金を活用した施設整備を行うため、客船ターミナルにおける設計・建設、維持管理業務に係る発注手続きを PFI 法に基づき実施するものです。

### ⑤ 事業範囲

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者が、現行ターミナル施設の解体、本施設の設計、施工、工事監理、維持管理並びにこれらに付随し、関連する一切の業務を行うものとします。対象となる事業の範囲は以下のとおりとします。

なお、本事業の整備期間中における客船ターミナル機能の継続のための、暫定ターミナル施設の本体整備は市の業務範囲としますが、暫定ターミナルの設備設計・施工及び維持管理については、本事業の業務範囲とします。

#### (ア) 統括マネジメント業務

- a 本事業全体の統括業務
- b 事業者の運營業務
- c その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等）

#### (イ) ターミナル施設の設計業務

- a 事前調査業務
- b 現行ターミナル施設の解体・撤去の設計業務（図面の作成等）

- c 新ターミナル施設の設計業務（図面の作成等）
  - d 暫定ターミナル施設の設備設計業務（図面の作成等）
  - e その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等）
- (ウ) ターミナル施設の施工業務
- a 現行ターミナル施設の解体・撤去業務
  - b 新ターミナル施設の施工業務
  - c 暫定ターミナル施設の設備施工業務
  - d その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等）
- (エ) ターミナル施設の工事監理業務
- a ターミナル施設の施工に係る工事監理業務
  - b その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等）
- (オ) 新ターミナル施設の所有権移転業務
- a 施工完了後の、市への新ターミナル施設所有権の移転業務
- (カ) 新ターミナル施設の維持管理業務
- a 事業期間にわたる新ターミナル施設の維持管理業務（点検、保守、修繕、消耗品交換、その他一切の保守管理業務等。なお、新ターミナル施設の大規模修繕は、市と事業者が協議し、市において別途予算化した上で、事業者が実施するものとし、大規模修繕の計画及び考え方についての提案を求めます。）
- (キ) 暫定ターミナル施設の維持管理業務
- a 事業期間にわたる暫定ターミナル施設の維持管理業務（点検、保守、修繕、消耗品交換、その他一切の保守管理業務等。なお、暫定ターミナル施設の大規模修繕は、市と事業者が協議し、市において別途予算化した上で、事業者が実施するものとし、大規模修繕の計画及び考え方についての提案を求めます。）

〔民間収益事業を行う場合〕

- (ク) ターミナル施設を活用した民間収益事業による収益業務
- a ターミナル施設を活用した売店・イベント利用等の収益業務

\*市が整備する暫定ターミナル施設は新ターミナル施設の整備完了後、ターミナル施設の一部（荷物置場）とする予定であるため、暫定ターミナル施設を活用した民間収益事業も可能です。

〔独立採算事業を行う場合〕

- (ケ) 独立採算施設の整備・運營業務
- a 独立採算施設における収益事業の実施（なお、独立採算施設の設置は事業者の任意とし、その用途、施設内容、規模等は事業者の提案によるものとします。ターミナル施設との相乗効果やベイエリアのにぎわい創出に貢献するために、事業者が独立採算事業もしくは民間収益事業を行う場合、市はその事業に関し可能な範囲で支援・協力します。）

- (ロ) 独立採算施設の所有権移転業務又は解体業務（独立採算施設を継続所有しない場合）
  - a 本事業終了時の、市への独立採算施設所有権の移転業務又は解体業務

## ⑥ 事業方式

本事業は、事業者がPFI法に基づき、現行ターミナル施設の解体、本施設の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、新ターミナル施設の所有権移転業務により市に所有権を移転し、事業期間を通して本施設の維持管理業務等を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施します。

また、事業者が独立採算施設を設置する場合には、市は事業用定期借地権設定契約を締結します。

## ⑦ 事業者の収入

事業者の収入は、次のものからなります。

[サービス対価に関するもの]

- (ア) ターミナル施設の設計・施工・工事監理及び新ターミナル施設の所有権移転に係る対価（サービス対価A）

現行ターミナル施設の解体、ターミナル施設の設計・施工・工事監理及び新ターミナル施設の所有権移転に係る費用をサービス対価Aとします。サービス対価Aについて、市は、各年度に当該年度の出来高の90%に相当する費用を上限として支払います。また、市は最終年度に、過年度の出来高の残額及び最終年度の出来高全額を支払うこととします。

なお、独立採算施設を併設する場合は、独立採算施設の整備完了後にターミナル施設の出来高の残額を支払うものとします。

- (イ) 新ターミナル施設の維持管理に係る対価（サービス対価B）

新ターミナル施設の維持管理業務に係る費用をサービス対価Bとします。サービス対価Bについて、市は事業契約書においてあらかじめ定める額を事業期間にわたり各半期に1回、事業者を支払います。

なお、サービス対価Bには、新ターミナル施設の光熱水費が含まれます。

- (ウ) 暫定ターミナル施設の維持管理（サービス対価C）

暫定ターミナル施設の維持管理業務に係る費用をサービス対価Cとします。サービス対価Cについて、市は事業契約書においてあらかじめ定める額を事業期間にわたり各半期に1回、事業者を支払います。

なお、サービス対価Cには、暫定ターミナル施設の光熱水費が含まれます。

[民間収益事業に関するもの]

- (エ) 民間収益事業による収入

ターミナル施設を活用して民間収益事業（例：売店、イベント利用など）を行うことができ

ます。

[独立採算施設に関するもの]

(オ) 独立採算施設による収入

事業者は、自らの責任において、剰余容積を活用した独立採算施設（例えば、宿泊施設、商業施設等）を整備し、収益事業を行うことができます。その際、事業者は市に対して、独立採算施設に対応した定期借地権設定契約に基づく土地賃貸借料を支払うものとします。

⑧ 事業者の支払い

[民間収益事業を行う場合]

事業者は市に対して、用途に応じた使用料を支払うものとします。

[独立採算事業を行う場合]

事業者は市に対して、独立採算施設に対応した定期借地権設定契約に基づく土地賃貸借料を市に支払うものとします。なお、土地賃貸借料算定基礎額については、独立採算施設の規模に応じて決定するものとし、詳細は入札説明書に記載します。

⑨ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（2020年3月下旬を予定）から、2052年3月31日までの約32年間（新ターミナル施設の維持管理期間は約29年間を目途）とします。

⑩ 事業スケジュール（予定）

事業契約締結日	2020年3月
設計及び施工期間	2020年3月～2023年3月
維持管理期間	2020年4月～2052年3月（暫定ターミナル施設を含む）
事業終了	2052年3月

⑪ 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、入札公告時に入札説明書等の中で示します。

⑫ 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時においても、事業契約に定める水準を満たす状態を維持するものとします。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものとしますが、新ターミナル施設の耐用年数は50年程度を求めます。

また、独立採算施設を設置する場合、事業期間終了後の独立採算施設は、独立採算事業者により解体もしくは独立採算事業者から市に無償譲渡していただくことを想定しています。ただし、事業期間終了後における独立採算施設の取り扱いについては、事業期間終了の5年前から市と独

立採算事業者において協議を行い、独立採算事業者が独立採算施設の継続所有を希望する場合、独立採算施設を継続して運営を行っていただくことも可能とします。

なお、独立採算事業者が独立採算施設の継続所有を希望しない場合には、独立採算事業者が独立採算施設を解体する、もしくは、市へ無償譲渡した上で市が施設の賃借を希望する者を公募し、独立採算施設を貸し付け、運営を行っていただくことを想定していますが、詳細な取扱いは、定期借地権設定契約書（案）において示します。

## (2) 特定事業の選定方法等に関する事項

### ① 基本的な考え方

市は、PFI 法等に基づき、本事業を PFI 事業として実施することにより、市自らが従来方式により実施した場合と比較して、効率的かつ効果的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定します。

### ② 選定基準

本事業を特定事業として選定するかどうかは、PFI 法に基づく事業として、効率的かつ効果的に実施できるかを、次の項目の評価の結果に基づいて判断することとします。

- ライフサイクルコストの比較算出による定量的な評価の結果
- 民間事業者に移転可能なリスクの評価の結果
- サービス水準の向上等の定性的な評価の結果

### ③ 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を、評価の内容と合わせて、大阪市ホームページを通じて公表します。なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表します。

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 民間事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者には、現行ターミナル施設の解体、本施設の設計、施工、工事監理、維持管理、並びにこれらに付随し、関連する一切の業務の実施を求めるものです。

本施設は、クルーズ客船の母港としてのシンボルとなることや、乗船時や下船時の人の動線がスムーズであること、クルーズ客船の乗船客がストレスを感じることなく待合できるスペースを確保することなど、クルーズ客船の乗船客の目線に立った施設整備を行うことが必要です。

また、事業期間も長期間にわたることから、事業者には設計・施工から維持管理期間を通じて、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められます。

したがって、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮したうえで、本事業に係る事業提案内容及び本施設の整備・維持管理費用等を評価する総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する予定です。

独立採算施設を設置する場合あるいは民間収益事業を実施する場合には、独立採算事業や民間収益事業の提案内容、定期借地権設定契約に基づく土地賃貸借料などを評価の対象とします。

なお、市では、ターミナル施設と同程度の規模で、現行ターミナル施設を公共発注により増改築する場合の費用を想定しており、サービス対価A・B・Cの総額から土地賃貸借料収入を差し引いた額が、公共発注により増改築する場合の費用を下回ることが事業者選定の条件です。

また、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用されます。

### (2) 募集及び選定のスケジュール（予定）

民間事業者の選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりです。

日 程（予定）	内 容
2019年（令和元年） 5月	実施方針の公表 特定事業の選定及び公表 入札公告（入札説明書等の公表）
5月～7月	入札説明書等に関する質問の受付・回答（第1回）
6月～7月	現地説明会の実施
9月	参加表明書及び資格確認書類の受付、結果の通知
9月～10月	入札説明書等に関する質問の受付・回答（第2回）
11月	入札及び事業提案書の受付
12月	落札者の決定
12月	基本協定の締結
2020年（令和2年） 1月	仮契約の締結
2月～3月	議会の議決
3月	事業契約の締結（契約効力の発効）

### (3) 募集及び選定手続等

#### ① 特定事業の選定

「1 (2) 特定事業の選定方法等に関する事項」を参照してください。

#### ② 入札公告、入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、入札公告を行い、入札説明書等を公表します。

### (4) 応募者の備えるべき参加資格要件

#### ① 入札参加者の全体構成

入札参加者は、次の要件を満たすものとします。

(ア) 複数の企業で構成されるグループで本事業への応募を行う場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が応募手続を行うこととします。

(イ) 入札参加表明書及び資格審査書類の提出時に入札参加者の構成企業及び協力企業を明らかにすることとします。また、独立採算施設を設置する場合、入札参加表明書の提出時に独立採算事業を実施する企業を明記してください。

(ウ) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業及び協力企業になることができないものとします。また、協力企業も同様に、他の入札参加者の構成企業及び協力企業にはなることができないものとします。ただし、事業契約の締結後に、落札者とならなかった入札参加者の協力企業が、市と事業契約した特別目的会社の構成企業又は協力企業から業務を再受注することは妨げません。その場合は、事前に市の承諾を得るものとします。

(エ) 各々別のグループで入札に参加しようとする企業の 2 者が次のいずれかの関係に該当する場合は、別の入札参加者の構成企業又は協力企業として参加することはできないものとします。

##### a 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合

(i) 親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 号の規定による親会社等をいいます。以下同じ）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の 2 号の規定による子会社等をいいます。以下同じ）の関係にある場合

(ii) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

##### b 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合

(i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ただし、(i)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

c 以下のいずれかに該当する2者の場合

- (i) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- (ii) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
- (iii) 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
- (iv) 一方の会社の市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

d その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (オ) 入札参加者の構成企業及び協力企業の変更について、資格確認申請書受付以降は原則として認めません。但し、以降、事業提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を認めることがあります。
- (カ) 落札者として決定された入札参加者の構成企業は、決定後直ちに市と基本協定を締結するとともに、本事業を実施する特別目的会社への出資及び特別目的会社の設立に向けた準備を行うこととします。
- (キ) 構成企業又は協力企業以外の企業は、市の承諾がない限りは特別目的会社から「1 (1)⑤事業範囲」に示す業務を直接受託又は請負することはできないものとします。

## ② 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成企業及び協力企業は、参加資格の資格確認基準日において、以下の参加資格要件をすべて満たすことを必要とします。なお、資格確認基準日以降においても入札参加者の構成企業及び協力企業が以下の参加要件を満たさないこととなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがあります。

- (ア) 入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、建設業法第28条第3項もしくは同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る)を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (ウ) 入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、大阪市PFI事業検討会議の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

- (エ) 入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申し立て又は通告がされたとき、破産の申し立てがされたとき、再生手続開始の申し立てがされたとき、更生手続開始の申し立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいいます。）にない者であること。
- (オ) 入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、入札参加資格確認日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税、大阪府税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、及び滞納処分費）を完納していること。大阪市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。
- (カ) 入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- (キ) 入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、PFI 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当しない者であること。
- (ク) 入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。
- (ケ) 入札参加者の構成企業及び協力企業のすべてが、本事業に係る支援業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本面又は人事面において密接な関連のない者であること。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいいます。支援業務に関与した者は、次のとおりです。

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

(所在地：東京都港区虎ノ門 5 丁目 11 番 2 号)

弁護士法人関西法律特許事務所

(所在地：大阪府中央区北浜 2 丁目 5 番 23 号)

株式会社ハウマックス

(所在地：東京都渋谷区宇田川町 2 丁目 1 番渋谷ホームズ 216)

### ③ 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業を遂行する構成企業として、以下に示す要件を満たす「『ターミナル施設の設計業務』を行う構成企業」、「『ターミナル施設の施工業務』を行う構成企業」、「『ターミナル施設の工事監理業務』を行う構成企業」、「『ターミナル施設の維持管理業務』を行う構成企業」それぞれ少なくとも 1 者で構成されるものとし、参加資格の資格確認基準日において、担当する業務について以下の参加資格要件を満たすこととします。なお、以下の参加資格要件を満たしている者は、前②

項の(ア)から(カ)に示す入札参加者の参加資格要件（共通）の審査は免除されるものとします。

- (ア) 「ターミナル施設の設計業務」を行う構成企業の要件
- a 平成 30・31 年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に、300 建築設計・監理（301 一級）で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、本件の入札参加資格確認の申請を行うこと。
  - b 常勤の自社社員として、建築士法に基づく一級建築士の資格を持つ者を有していること。
  - c 平成 21 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書の提出期限までの間に完了した設計業務で、以下の実績を有する者であること。
    - ・旅客ターミナル（交通手段の種類は問わない）を含む施設の設計実績（延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）
- (イ) 「ターミナル施設の施工業務」を行う構成企業の要件
- a 平成 31・32 年度大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に、020 建築工事一式で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、本件の入札参加資格確認の申請を行うこと。
  - b 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - c 建築一式工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が少なくとも 1 者は 1,100 点以上であること。なお、参加資格の資格確認基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。また、経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと。
  - d 平成 21 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書の提出期限までの間に竣工した施工業務で、以下の実績を有する者であること。
    - ・旅客ターミナル（交通手段の種類は問わない）を含む施設の施工実績（延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）
- (ウ) 「ターミナル施設の工事監理業務」を行う構成企業の要件
- a 平成 30・31 年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に、300 建築設計・監理（301 一級）で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、本件の入札参加資格確認の申請を行うこと。
  - b 常勤の自社社員として、建築士法に基づく一級建築士の資格を持つ者を有していること。
  - c 平成 21 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書の提出期限までの間に完了した工事監理業務で、以下の実績を有する者であること。
    - ・旅客ターミナル（交通手段の種類は問わない）を含む施設の工事監理実績（延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）
- (エ) 「ターミナル施設の維持管理業務」を行う構成企業の要件
- a 平成 31・32・33 年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品・委託）に、01 建物等各種施設管理（大分類）02 機械設備等保守点検（中分類）で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、本件の入札参加資格確認の申請を行うこと。
  - b 平成 21 年 4 月 1 日以降の維持管理業務で、以下の実績を有する者であること。
    - ・旅客ターミナル（交通手段の種類は問わない）に係る維持管理の実績（継続して 3 年

以上のもの)

④ 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業は、「1 (1)⑤事業範囲」に示す業務のうち、複数業務を担当できるものとします。ただし、「本施設の施工業務」と「本施設の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業が担当することは出来ません。なお、協力企業も同様とします。

(5) 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

① 大阪市 PFI 事業検討会議の設置

民間事業者の選定等に際しては、学識経験者で構成される大阪市 PFI 事業検討会議において意見聴取を行うこととします。

《大阪市 PFI 事業検討会議》

座長	野村 宗訓	関西学院大学 経済学部教授
座長代理	嘉名 光市	大阪市立大学大学院工学研究科教授
委員	善本 かほり	(有)arec 代表取締役
委員	木村 恵子	公認会計士、不動産鑑定士
委員	塩田 千恵子	弁護士

なお、大阪市 PFI 事業検討会議の座長、座長代理、各委員への問い合わせや働きかけについては禁止します。また、大阪市 PFI 事業検討会議の公正性を損なう行為をした提案者は失格とします。

② 落札者の決定

市は、大阪市 PFI 事業検討会議の意見聴取を行ったうえで、入札参加者からの提案について、市負担額、事業遂行能力、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められるものを落札者として決定します。

③ 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、大阪市ホームページに掲載します。

④ 契約交渉及び契約手続き

落札者と市は基本協定を締結し、落札者が出資・設立した特別目的会社と市は事業契約に関する協議を行い、市議会の議決を経て事業契約を締結します。

⑤ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない場合、公的財政負担の縮減の達成が見込めない場合、あるいは適切な事業遂行が見込めないなどの理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合があります。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに大阪市ホームページにて公表します。

(6) 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しません。

事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として事業提案を行った応募者が負うものとします。

提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表並びに議会での説明の目的のみに用いるものとします。

## (7) 特別目的会社に関する取り扱い

### (ア) 特別目的会社の設立

落札者又は落札者となった企業グループの構成企業は、基本協定締結後速やかに、特別目的会社を会社法に定める株式会社として設立し、特別目的会社にかかる商業登記簿謄本を市に提出しなければなりません。事業期間中は大阪市外に移転させないものとします。特別目的会社の本店所在地を変更する場合は、市に対し、事前に書面で通知するものとします。

また、特別目的会社が発行するすべての株式は、構成企業により保有されなければなりません。代表企業の特別目的会社への出資割合は、構成企業中、最大としなければならないものとします。なお、事業期間中の持株比率の変更については、市との協議により認めることがあります。

当該特別目的会社に出資する者は、事業契約が終了するまで、特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

### (イ) 事業契約の締結

#### a 事業契約の締結

市は特別目的会社と事業契約を締結します。

#### b 契約内容

事業契約書において、事業者が遂行すべき業務内容、サービス対価の算出方法、支払方法及び損害賠償等を定めます。事業者の構成企業及び協力企業は事業提案において各構成企業及び協力企業が請負又は受託することとなっている業務を、特別目的会社から請負又は受託することとします。ただし、「新ターミナル施設の所有権移転業務」については、特別目的会社が自ら実施することとします。

#### c 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とします。

\*なお、独立採算施設を設置する場合、事業用定期借地権設定契約を締結します。契約は公正証書によるものとし、借地権設定にかかる公正証書の作成に必要な一切の経費は事業者の負担とします。

### 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) 予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担

##### ① 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とします。ターミナル施設の設計・建設、維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

##### ② 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、別紙1「リスク分担表（案）」に示すとおりです。

なお、別紙1で示したリスク分担は現段階での案であり、市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に入札説明書等とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化します。

#### (2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務について要求するサービス水準については、要求水準書にて示します。

#### (3) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約に従い、責任を持って履行することとします。

なお、事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、次の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定しています。詳細は入札説明書等及び事業契約書（案）で提示します。

- ア 契約保証金の納付
- イ 契約保証金の納付に代わる措置
- ウ 履行保証保険付保等による保証措置

また、独立採算事業を実施する場合に締結する定期借地権設定契約にあたっては、契約の履行を確保するため、保証金の納付により、定期借地権設定契約の保証を行うことを想定しています。

#### (4) 市による事業の実施状況のモニタリング

##### ① モニタリングの実施

市は、事業者が、定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び事業者が提案したサービス水準に基づいて事業契約において定められたサービス水準が達成されているかどうかについて、モニタリング（市による外部委託業務含む）を実施するものとします。

なお、市がモニタリングを必要と考える場合においては、市は随時、市の方法及び手段によりモニタリングを行うことができることとします。事業者は、市の求めに応じて、市が行うモニタリングに協力することとします。

## ② モニタリングの対象

市は、事業者が実施する業務が、事業契約において定められたサービス水準を達成しているかどうかについて確認を行います。

なお、本事業において、事業契約において定められたサービス水準を満たすことは、事業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはありません。

## ③ モニタリングの時期

モニタリングの具体的な時期については、入札説明書等において示します。また、事業契約において定めることとします。

## ④ モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において示します。また、事業契約において定めることとします。

## ⑤ モニタリングの費用の負担

市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とします。その他、市が行う作業等に必要となる費用は、市の負担とします。

## ⑥ 事業者に対する支払額の減額等

市がモニタリングを行った結果、事業契約で定められた水準が維持されていない場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除等の対象となります。

なお、減額等の考え方については、入札説明書等において提示します。

## (5) 事業者によるセルフモニタリングの実施

事業契約において定めることとし、詳細は事業契約書（案）に示します。

## 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 施設の概要

施設所在地	大阪市港区築港三丁目 11 番 1 (地番) 大阪市港区築港三丁目 11 番 8 号 (住居表示)
主要諸室の想定	<p><b>【新ターミナル施設の主な仕様】</b> 事業者提案による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入出国審査スペース</li> <li>・ 多目的ホール</li> </ul> <p>※多目的ホールは、税関・検疫、船社カウンター等としてフレキシブルな利用を図る。</p> <p><b>【独立採算施設】</b> ・ 事業者の提案による</p>
構造	事業者の提案による
事業区域面積	全体面積：10,810.92 m <sup>2</sup> (面積は概数)
地目	宅地ほか
用途地域	準工業地域
指定建ぺい率	60%
指定容積率	200%
その他	臨港地区の分区：修景厚生港区

※ 岸壁には、簡易な建物以外は建設できませんが、当該部分を事業区域面積に含んでいるため、事業区域面積に容積率を乗じた延床面積を持つ建物を、ターミナル敷地内に建設することが可能です。

### (2) 主要な施設条件

#### ① 施設整備の基本的な要件

- ・ 大阪都市魅力創造戦略会議で策定されたクルーズ客船母港化計画を実現するための施設となるよう整備を行う。
- ・ 約 4,900 人乗り 16 万総トンの客船が寄港する際、CIQ 手続きを 60 分程度で終えることが可能であること。
- ・ 約 4,100 人乗り 16 万総トンの客船がターンアラウンドを行う際、CIQ 手続きおよび荷物受取を 90 分程度で終えることが可能であること。
- ・ 乗船客がスムーズに移動できるよう、動線に配慮するとともに、ユニバーサルデザインの施設整備を実現する。
- ・ クルーズ客船の母港として、天保山エリア及び市のシンボル、大阪港の顔となるよう、良好な景観デザインに配慮するとともに、利用者にとって高い利便性を確保する。
- ・ ターミナル施設及び事業者による民間収益事業や独立採算事業が、天保山エリアのにぎわい創出に貢献する、施設整備や運営上の工夫を積極的に行う。

## 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### (1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的な措置に従うものとします。

### (2) 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

### (1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

### (2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置を実施することとします。なお、市が考える措置の詳細については、入札説明書等とあわせて公表する事業契約書（案）で提示します。

#### ① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約において定められたサービス水準を下回る場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出及び実施を求めることがあります。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することがあります。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することがあります。

市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行います。

#### ② 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

この場合には、市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとします。

#### ③ いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。

## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとします。

### (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、国の施設整備費等の補助、金融上、税制上の支援等を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとします。

### (3) その他の支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議することとします。

## 8 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行います。

### (2) 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

### (3) 応募に伴う費用負担

事業者の応募に伴う費用については、全て事業者の負担とします。

### (4) 実施方針に関する問い合わせ先

実施方針に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

大阪市港湾局計画整備部振興課

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATC ITM棟10階

TEL：(06)6615-7766

Eメール：na0004@city.osaka.lg.jp

## リスク分担表（案）

[リスク分担（案）凡例： ○主たるリスクの負担者、△ 従たるリスクの負担者]

## ■ 共通段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
入札説明書リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	－
制度関連リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○	－
		3	上記以外のもの	－	○
		4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	－
	税制変更リスク	5	事業者の利益に課される税制度に関する変更	－	○
		6	本事業に直接かかわる法制度等の新設・変更等に関するもの税制度・許認可の新設・変更に関するもの及び PFI 事業に特定の税制度の新設及び変更	○	－
		7	その他の税制変更に関するもの	－	○
		8	市が取得すべき許認可に関するもの	○	－
	許認可等リスク	9	事業者が取得すべき許認可に関するもの	－	○
		10	政策変更（事業の取りやめ、その他）等による事業への影響	○	－
	社会リスク	住民対応リスク	11	本事業の実施及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
12			事業者が行う調査、工事等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応	－	○
環境リスク		13	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応	－	○
第三者賠償リスク		14	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合	－	○
		15	市の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合	○	－
不可抗力リスク		16	不可抗力（自然災害、紛争等の人為的な被害を含む）に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額、又は保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	○	－
		17	不可抗力（自然災害、紛争等の人為的な被害を含む）に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額、又は保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの	－	○
経済リスク	資金調達リスク	18	事業に必要な資金の確保	－	○
	物価変動リスク	19	設計・建設段階の物価変動（本施設の整備費に関するもの）	△ ※1	○ ※1
		20	維持管理段階の物価変動（本施設の維持管理費に関するもの）	△ ※1	○ ※1
	金利変動リスク	21	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	－
		22	基準金利確定後の金利変動に関するもの	－	○

■設計・施工段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
測量・調査リスク	23	市が提供する敷地・図面等に重大な誤りがあった場合(市が、参考として提示する図書については対象外とする。)	○ ※2	—	
	24	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合	—	○	
	25	事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設の構造等に、事業提案時に事業者側が想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	△ ※2	○	
計画リスク	設計リスク	26	市が参考として提示する計画図面等に不備があった場合	—	○
		27	事業者が実施した設計に不備があった場合	—	○
	計画変更リスク	28	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	—
工事リスク	工事費増加リスク	29	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加	—	○
		30	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	—
	工期変更リスク	31	事業者の責めに帰すべき事由により、契約に定める工期までに施設整備が完了しない場合	—	○
		32	市の責めに帰すべき事由により、契約に定める工期までに施設整備が完了しない場合	○	—
工事監理リスク	33	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	—	○	
要求性能未達リスク	34	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合	—	○	
技術進歩リスク	35	計画・建設段階における技術進歩に伴い、本施設の内容に変更が必要となる場合	○	—	
施設損傷リスク	36	ターミナル施設の引渡し前に、市の責めに帰すべき事由によりターミナル施設が損傷した場合	○	—	
	37	ターミナル施設の引渡し前に、事業者の責めに帰すべき事由によりターミナル施設が損傷した場合	—	○	

■維持管理段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理リスク	要求水準未達リスク	38	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合	—	○
	性能リスク	39	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	—
		40	設備機器の通常劣化等による性能の低下	—	○
	施設瑕疵リスク	41	事業期間中にターミナル施設の瑕疵が発見された場合	—	○
	維持管理費増加リスク	42	市の事情（業務内容、対象範囲の変更指示等）に起因する維持管理費の増加	○	—
		43	市の事情以外に起因する維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）	○ ※1	○ ※1
	設備損傷リスク	44	ターミナル施設に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷	—	○
45		市の責めに帰すべき事由によりターミナル施設が損傷した場合	○	—	
46		事業者の責めに帰すべき事由によりターミナル施設が損傷した場合	—	○	
運営リスク	ターミナル施設の利用者数の変動	47	客船入港に伴うターミナル施設の利用者数の変動によって、維持管理費用が増加するリスク	○	—
事業期間終了時の性能リスク		48	事業期間終了時における要求水準の保持	—	○

■民間収益事業を実施する場合

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
運営リスク	ターミナル施設の利用者数の変動	49	民間収益事業に伴う利用者の変動によって、ターミナル施設の維持管理費が増加するリスク	—	○

■独立採算施設を設置する場合

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
運営リスク	ターミナル施設の利用者数の変動	50	独立採算施設の利用者の変動によって、収益が変動するリスク	—	○

【注釈】

- ※1 物価変動等に一定程度の下落又は上昇があった場合には、調整を行います。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において示します。
- ※2 既存施設におけるアスベスト含有については、市が事前に調査し、入札説明書等において調査結果を反映します。また、本事業で発生する建設発生残土については、公共残土として取り扱いません。